

報告第7号

平成22年度守谷市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成22年度守谷市公共下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告します。

平成23年6月14日 報告

守谷市長 会田真一

報	告	頁	数
7	号	1	

平成22年度守谷市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	繰越工事資金	建設改良積立金	当年度分消費税資本的収支調整額				
1. 資本的支出	1. 建設改良費	浄化センター改築更新工事	円	円	円	円	円	円	円	円	円	0	浄化センター最終沈殿池の壁面及び床面補修工事が新たに発生し、時間を要したため、繰越するものです。

## 平成 2 2 年度守谷市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						下水道事業収益			
1. 下水道事業費用	1. 営業費用	污水管渠修繕工事	円 8,550,000	円 7,384,988	円 945,000	円 945,000	円 220,012	円 0	震災による舗装資材不足に伴い繰越するものです。